（毎週月曜日）

時事新報

第千二百七十七號　明治十九年五月十七日　月曜日　（丁丑）

舊丙戌四月十四日

日出午前四時五十五分　入午後六時五十八分
月出午後六時五十八分　入午前四時三十一分
潮汐午前四時四十五分　午後五時十分

（西暦一千八百八十六年）

社告

○時事新報發行御願願被下候ニハ新報代價並ニ郵便料ハ必ズ前金ヲ以テ御拂入被成下度候又買金相切レ候ヘハ其日限リ新報ノ發送相見合セ候

○新報代價並ニ郵便料トシテ御送附相成候金員當方ニテ正ニ落手仕候節其都度番面ヲ以テ御通知ハ不申上其代リニ毎日御送送申上候新報ノ帶封番面御名前ノ脇ニ（何月何日）ト記入仕置候間御覽可被成下候是ハ此日迄ノ新報代價並ニ郵便料ト御納濟相成居ルニ付此日マデハ新報發送仕候ト申スト云ニ候

○當當ハ（時事新報社）ト致シ郵便爲換ナレハ（東京蠣殼鉄本局）ニテ受取ルヘキ樣御取組被成下度候

○御依賴ノ御都合ニテ郵便爲換又ハ銀行爲換等御取組被成下候節御不便ノ御方ニ限リ時事新報代價並ニ郵便料共一緡又ハ二緡ノ郵便切手ニテ御拂入レ被成下候ナ苦シカラズ候

○若シ新報拾錢拾ノ時期ニテ住所御移轉等ノタメ新報配達先ヘ御取替ヘ被成度節ハ新舊兩方ノ所番ヲ併テ御通知被成下度候

○時事新報の見本御入用の御方は其旨東京日本橋區通三丁目十一番地時事新報社又は大阪東區高麗橋通五丁目卅四番地時事新報社出張所の内へ御申越被成下度左候へば代價並郵送料と申受けず右見本御送り可申上候

時事新報

民設鐵道論

鐵道の未だ世に出ざるや世人未だ其便を知らざるや其便を知ふさきは之を得るの念も薄けれ共一度び之を實に施して稍々其便に慣ひ無鐵道地方の利益は漸く鐵道近傍に移轉するの勢を生じて直に人の生計と犯もが故に其地方に於ては一日も猶豫すべ況場合にあらず單に舊時の狀態を維持するがためにも亦鐵道を敷設するの外に手段なる可らず是れ即ち今後天下に鐵道論は日ますます盛々たる可き由縁にして其論鋒の盛なる可きは我輩の今より期して疑はざる所なり此時に當り政府と鐵道工事と如何せんとそるる官の一手を以て此工事に當らんとすれば敷設の進歩も自ら遲く遲も國民は望を失足すると能はざる可きが故に我輩の所見ふて政府に先づ民設鐵道條例を設け官の管理す可き部分丈けを管理し工事會計等一切の業務は悉ふて之を民設鐵道會社に任せ便宜鐵道と各地方と敷設せんむると肝要なり

也憐するなり鐵道を官設ふそるか將た民設にするか其利害に就ては歐米諸國にても種々の論あり現に二三の國にては頗ふ官設の利と主張し既に私有に屬する者は漸次之を賣拔せんと務むるものあり英國にては之に反し鐵道の敷設及び營業は一ふ之を私立會社ふ任せ必要の線路あるも政府い敢て手を下さず民間に人が利益あらんとして之れふ着手そるを待ちて僅ふ其大体と監督そるを常とせ鐵道官設民設の利害論は姑く置き我日本國に於て今日民設の鐵道會社と創立するとあらんに政府が此會社に事業と監督しく應分に義務と盡さしむるとあるを加へるならざるもの無るべし民設會社の常情其資本に對して利益の充分あらんとと望ふ鐵道敷設の線路と撰ひに或は政府の意ふ協はざるとあれと政府は其類線の方向を指定し其代りにとられに相當する大けの補助金を與へて可なり又鐵道敷設に就き土地買受の事の如きは國より政府の之れに干渉そると肝要あらん又郵便及び事業のため同會社をして何程の負擔に任せ或いは其運賃の率は政府の特許と可き所なり又會社自から利するとは事もし軌條及び機關車は修繕と怠り或い人と役そると其當と得ずして爲先ふ列車の衝突等を致すことあるに就ては英國政府にて以近年鐵道擬査と行ふ至りたりと此等も政府が民設鐵道會社に對ふて監督す可き部分あらん其他ことに準じ鐵道事業上繁雜の話點丈けを十分政府の手にて監督する上い他の一切の事務を會社の私に任ふ日本全國本支大小の鐵道線路一切之と政府の專有に歸するみとと爲さず行政上不都合なき限りは隨時隨處に民設鐵道を許可すると甚ず妙あらんと思はるゝあり

前述の旨趣にて政府若し民設鐵道會社の創立と許可し又之を奬勵するとも為らを民間の資本家は會社と結んで一方の鉄道事業に任すべきや或は日本人の大事業に怯なる、難を人ふ讓りて奮て此事業ふ任する者なく日本の鉄道い悉かも官設に限るが如き有樣を呈す可きや我輩と以て之を見るに利益の在る所は資本の集まる所なれば民設鉄道にして利益あらば決して避業資本の乏しと之と患へき工事進歩の遲きを患へざる可しと思はるゝなり先づ民設鉄道れ利益如何と推究するに固より我輩の多言と要せず現に東京横濱間神戸大津間の鉄道又は東京横川間東京宇都宮間の鉄道の如き或は官設に屬し或は半官半民の敷設に係り工事會計等一切の業務自から寛大ふる所あるが如しと雖も年々相應の利益と生ずて今の政府の諸工事中最も有功有用ふるの實あると以て判斷す可し且つや我國れ鉄道事業は今日尚甚ず幼稚にして規模狹小工事緩慢延長の度速かふらず此處に十里、彼處に二十里、日本國の全面より見れば幾ばくの足跡とも評す可き程ふて今試に鉄道を敷設す可き地勢を相せ交通の繁劇ふる、地理れ便宜なる、工事れ容易ふる既成の線路にも立優りたる場所少ふからず此際民設鉄道會社の創立ありて其資本を此等の地所に投ずるとと得、且つ其民設ふ係るの故と以て工事會計の向も極めて質素節約と旨とし平常商賈流の注意と深切と以て乘客の機嫌と取り荷物の運送と便にせば收支相償ふて餘益あると疑と容れず即ち民設鉄道の利益ある所以ふして此會社ふして常も創立すると得る以上は資本の不足は決して患るに足らざるあり試ふ近年の世狀を見るふ不景氣の致す所民間ふ事業の起るとと見ず金主果して金あれ共之を投ずるの起るきに苦しみ公債盡賣と買ふて六七朱れ利に甘ぜるの有樣あれば今民設鉄道會社の創立ありて其資本を募集そるとあらんに其會社に相當の信用ある限りい今の經濟の事情に於て決して資本は乏しきと感せざる可し或は日本人れ習慣に於て官の筋の事業と云へばこれを信ずることれ極めて厚きにも拘はらず自分等の協同して打立てたる民間私立の事業と云へも兎角不安れ想を爲し隨て資本の不足を感するが如き異常の場合もあらんにはこれ民設鉄道會社の株券を外國人に所持せしむることを許す可し我政府ふて中山道鉄道資金を募るふ當り外國人れ應募とも許したり鉄道公債は外國人に賣るも可なり民設會社の株券はこれと賣るべらきとの理由もあるまじく殊に內外の交際日に親密ふあり內地雜居も程遠からぬ今日、政府が外國人に向て我民設鉄道會社の株券所有を許さずといふが如き不都合はあるるべし故に民設鉄道と起そに就て萬一內資の不足を告ぐるとあらば爰に外資と輸入そるとに非ず利子の厳き西洋國人の眼より見きば我民設鉄道株券の如況其資本を投ずるに偏強れものあり一朝鉄道新線路布設幷ふ株券募集の檄と見ば爭で之に應ずるとと猶豫すべき、總じて事業を起すにい其利益の確實あると專一あり我國にて今民設鉄道と起すは其利益疑ふ可くもあらず利益ふ疑なくば此の事業ふ向つて資本と集むるとに一舉手一投足の勞ならんのみ

官報

○東京府告示第四十三號

東京始審裁判所及各區治安裁判所共午前第八時參廳執務時間ヲ八時トナシ右時間中訴狀等ハ總テ之ヲ受理ス有告示ス

明治十九年五月十五日　東京府知事高崎五六

○辭令　內務省土木局長　西村捨三

沖縄縣令奉職中ノ事務引繼トシテ同縣ヘ出張ヲ命ス（五月十四日內務省）

海軍一等技師　渡邊　近三
海軍二等技師　佐雙　左仲
海軍三等技師　黑川　勇熊

第二海軍區第三海軍區鎮守府建築委員被仰付
元海軍大匠司　石丸　安世
海軍三等技師　山口　長彌
小野濱造船所長被免
小野濱造船所長心得兼務被仰付（以上五月八日海軍省）

○虎列刺患者　虎列刺患者は京都府に於て去る一日より昨十四日迄百五人死亡七十三人、大阪府ふ於て去る十日より一昨十三日迄百二十八死亡百十八なり（京都府內務省報告）

○海外旅券附與數　本年四月中外務省ふ於ふて交付せし海外旅券數は米國行男十八人、女一人、佛國行男三人英國行男二人、露國行男二人、女四人（伊國行男一人、丁抹國行男一人、清國行男二人、女三人、朝鮮國行男二人、其の他歐米各國行男四人に之て合計十七人なり（外務省報告）

（以上四件本年五月十五日官報）

雜報

○直輸入の前途　時事新報は過頃の紙上ふ直取引に關する一項を掲げたり今尚は該件に就て或る商人の話すと聞くに府下にては近來直輸入の看板とは處々の西洋酒、麻種、唐物店等に揭ぐるを見受る次第にて最早や其流行れ萌と顯したるが今後兩三年間には尚は一層の進を取り一時は非常の流行と爲その時あるべしと豫想すべきい仮令は從來れ習慣の如く甲の店は横濱商館と取引を爲そに於ては仕入れ高價なるが爲に虛費卸賣と自然不廉ある次第なれども乙店が直接に英米の本國ふ向て直取引と爲そふ於ては彼地ふて卸賣の極て廉なるが故に其賣價と安直ふると疑と容ざる所なるにより甲店と漸次不繁昌とるべけれども乙店の之ふ反て非常の繁昌と來すと理の當然なれば金輪ふ抜け目ふ外國商人は眞先に進んで直輸入を賴ふ折柄前後の思慮なく徒に流行を逐い日本商人の風なれば資力薄き商人等い眼前れ利に汲々とふて何にとか自分等も直取引とあさんとの工風を爲し或は夫々組合を設けて手薄あかふも資本と合併して直取引と試ることあるんが兎に角最初い相當の利潤と得て益す取引と擴張するに際ふ一時は直輸入流行れ時宜と爲り我勝に外國の市場ふて極て安價なる物貨と探ふは遂に商賣上種々の地れ商事ふ暗き輩かるゝもあらん或物と買入れ其堆積するの餘儀なき場合ふ陥らず悉く粗製濫造用を失して不景氣ふ且安直に賣却し來るも係はらず高直れ恐慌に逢ふれ不安ふ行きて失取を取りかねん云へり

○大坂通信　五月十一日　兵事會議　本日發ふ同縣が幹事とあり兵事會議ふ同縣下武庫郡御影村造會議と開く由なるの可否、清酒輸出、酒造事務取扱諸雜事項と印刷に付し各町一丁目の大坂鎮台第四軍管內二等長は當鎮臺從軍備軍隊員い第二周間の見込なり同國攝目伊丹、西ノ宮ふ上申する筈なり

○秋田通信　五月十一日　縣廳にては今度の大水災の救恤と兼へ家屋の再建ふ關し金屋上制限、金屋又い猶豫と與へ家屋の再建ふ改むる事にあす概ね茶町通、二丁目小路ふ○罹災者救恤と同縣令い同五十圓、中三十五圓）を義捐ふ出したるとふ以て縣庫の金傾に上りあり其百圓と差出したるとそれ擬地は多分の廣慶、壽町三津屋の先づ市中に火防線を屋上制限する事あるとの通りふ復したるとの沈默い何意と歟

He that will not
have may.

出來る時に爲さるべし

The coin that is most
benefit of which is, it
postponed what we ought

Silence gives con